

## 会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（令和元年度第2回会議）
開 催 日 時	令和元年5月24日（金） 午前10時から午前11時30分
開 催 場 所	市庁舎高層棟4階 401会議室
出 席 者 の 氏 名	丑久保 法子、長谷川 真弓、野嶋 栄一郎、菊池 義信、 関 美智子、岡部 富美江、梅沢 好文、水野 良司
欠 席 者 の 氏 名	山口 美紗子、藺田 公斗
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	（1）所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る 利用者負担のあり方について （2）その他
会 議 資 料	資料7：入園のしおり（一部抜粋） 資料8：公立保育園在園児数における短時間認定児童数の割合 資料9：幼児教育の無償化に関するFAQ（2019年2月18日版） 一部抜粋 資料10：所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 保育料等に関する条例施行規則 資料11：短時間認定における2号と3号の保育料比較
担 当 部 課 名	こども未来部長 本田 静香 こども未来部次長 町田 真治  保育幼稚園課 課長 小山 貴之 副主幹 田中 綾子、近藤 真希 主 査 中尾 麻衣子 主 任 野崎 楓  こども未来部保育幼稚園課 電話04（2998）9126

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会
会長	2 あいさつ
事務局	3 欠席委員の報告、過半数の委員が出席していることから、会議が成立していることを報告した。
	4 会議資料の確認
会長	5 傍聴者の確認
事務局	傍聴者人数の報告 0人
会長	6 議題 議題の（1）について、まずは、事務局の方から、「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について」説明をお願いしたい。
事務局	<p>ご審議いただく「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について」のうち、本日は2つ目の審議事項であります「市立保育所における時間外保育料のあり方について」ご審議いただくことになる。</p> <p>今年10月から、幼児教育の無償化により、3歳児以上、つまり2号認定の保育料が無償となることから、3歳児以上に係る保育料の基準額表を削除する、ということになった。</p> <p>これまで公立保育園の場合、短時間認定の時間外保育料については、標準時間認定との差額を上限額としていたが、今回の無償化により、短時間認定も標準時間認定も保育料が無償となることから、「差額」がなくなってしまう。このため、今まで運用していた短時間認定の時間外保育料の上限について、検討する必要が生じた訳である。</p> <p>（ここで、検討してもらう前提として、資料7・資料8に基づき、公立保育園の時間外保育料の現在の仕組みについて説明した。）</p>

会長	では、ここまでの説明の中で、何か質問はありますか。
委員	30分100円（資料7P.29〔ア〕の部分）とした根拠は何か。
事務局	新制度移行時（平成27年度）に、時間外保育料は基本的にはそれまでと同額としたため、30分100円と決定したのはかなり前の話になる。そのため30分100円とした詳しい経緯は不明である。
委員	私立保育園の時間外保育料は、公立保育園に準じて設定しており、値上げする場合には根拠を示すよう言われている。なので、公立保育園の時間外保育料も根拠があるはずである。
事務局	そういう意味での根拠は、人件費や光熱水費など時間外保育事業に係る経費を算出し、利用人数で割り返したものである。ただ設定してから時間が経過していることから、経費を検証する余地はあると考えている。
委員	資料8の西所沢保育園の短時間認定児童数の割合は9.9%ではないのか。
事務局	確認して、訂正があればお示しする。
会長	他に何か質問はありますか。
事務局	少しわかりづらかったと思われる部分の説明を補足したい。 （資料7P.29【図】3に基づいて時間外保育料の仕組みについて補足したうえで）今回審議していただきたいのは、〔イ〕の水玉部分である。
委員	〔イ〕の部分を利用した場合の上限額は、保育短時間の前と後で両方利用しても、それぞれではなく合わせて上限額600円になるということか。
事務局	その通りである。

委員	<p>短時間認定者が標準時間まで利用した場合、保育料は同額までとなることは保護者にとってはいいことだが、私立保育園にとっては実際には標準時間まで利用していたとしても運営費（公定価格）は短時間認定分しかもらえない。公立保育園は運営費をもらう訳ではないが、短時間認定者で上限額に達している人の割合はどのくらいなのか。</p>
事務局	<p>新所沢保育園を例にすると、在園児数 181 人のうち短時間認定者が 22 人で、その 22 人のうち 6 人が上限額に達していることから、在園児数に対しての割合は約 3.3%である。</p>
事務局	<p>ただし、資料 8 でわかるようにそもそもの短時間認定者の割合は、フルタイムで働いている方が多い地域など、園によってバラつきがあるので、上限額に達する人の割合もバラつきが出ることになる。</p>
委員	<p>公立保育園では運営費をもらう訳ではないので、標準時間認定者と短時間認定者の人数に応じて職員を配置するという考え方がないのかもしれないが、短時間認定者数に合わせて職員を配置していたとしたら、短時間認定者が標準時間まで利用することによって、職員数を増やす必要が出てくる。つまり公費負担が増えるということになるのではないか。</p>
事務局	<p>短時間認定は資料 8 からわかるように 10%程度であり、標準時間のコアタイムは十分な職員体制を組まなければいけない時間帯であることから、短時間認定者が標準時間まで利用することによって、検証は必要かもしれないが大幅に人件費が増えるとは考えていない。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明の続きをお願いします。</p>
事務局	<p>資料 9 ～ 11 に基づき、短時間認定の標準時間までの時間外保育料の上限額の必要性と上限額を 600 円としたい旨及びその理由を説明した。</p>

	<p><b>概要</b></p> <p>(1) 上限額の必要性について</p> <p>無償化後も標準時間認定と短時間認定の区分は残るとされているため、保育時間の認定差により、保護者の負担額に大きな差が生じる可能性がある。</p> <p>事例①雇用契約上の所定労働時間は短いため、短時間認定しか受けられないが、時期によっては残業が多く発生するため、時間外保育の利用が多くなる。</p> <p>事例②1日の就労時間が7時から11時までの4時間となる場合、定期的に時間外保育を利用する必要がある。</p> <p>⇒事例のケースのように、保護者の希望で認定を変更することができない場合を考慮すると、短時間認定において、上限額の設定が必要になると考えられる。</p> <p>(2) 上限額の設定について</p> <p>2号短時間認定の上限額を、現在の2号認定の上限最高額と同額の600円としたい。</p> <p>理由①他市に居住している短時間認定児童の上限額については、保育料の規定が市によって異なるため、上限額は一律600円（所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則に規定）と定めているため、これと同額の600円としたい。</p> <p>理由②2号（4・5歳児）短時間認定の保育料は、3号（0～2歳児）短時間認定保育料の約6割であるため、時間外保育料の上限額においても3号の上限最高額1,000円の6割である600円としたい。</p> <p>※無償化前と比べ、保護者が支払う月額負担額が増えることはない。</p> <p>会長 何か質問はありますか。</p> <p>委員 幼稚園の預かり保育は労働であれば11,300円まで無償化されるということですか。</p> <p>事務局 その通りである。</p> <p>委員 労働で認定されるのは、所沢市の場合勤務時間64時間だったと思うが、新認定は何時間になるのか。</p>
--	--

事務局	<p>保育認定と同じ基準で判断することになるので、64 時間以上の労働であれば新認定がされることになる。</p>
委員	<p>幼稚園の方は新認定を受けると基本保育料での 25,700 円と預かり保育での 11,300 円を合わせて 37,000 円が無償化されることを考えると、短時間認定の方が 8 時間を越えた分の時間外保育料は払わなくてもいいと言う考え方もできるのではないか。その理由として保育短時間の方の保育料が 37,000 円を越えていた方は少なかったことと、保育短時間認定の方は幼稚園の新認定の方と同じく 64 時間以上の労働であるためである。</p>
事務局	<p>幼稚園の教育標準時間は 4 時間であり、その時間を越えると預かり保育となり、11,300 円まで無償化される。一方保育短時間は 8 時間であることから、預かり保育の無償化分 11,300 円には教育標準時間の 4 時間を越えて保育短時間の 8 時間までの分も含まれていることになる。ただ更に 8 時間を超えての扱いとなると、教育（教育標準時間＋預かり保育）と保育短時間との比較の議論があまりされてこなかったことから比較が難しい。また、保育標準時間と保育短時間との差額から保育短時間に上限額を設けたいという今回の議論と教育を比較することは難しい。</p>
委員	<p>1号認定と2号（保育）認定で逆転が起きてしまうのは良くないのではないか。</p>
事務局	<p>（2号短時間認定の合計の保育料に比べて）1号認定の合計の保育料のほうが安くなってしまうという意味でということか。</p>
委員	<p>そうである。</p>
会長	<p>それは良くない。</p>
委員	<p>認定こども園は 1号認定と 2号認定が混在しているので、特に困ることになる。</p>
委員	<p>認定こども園は 12 時間開所しているところもあるが、預かり保育の無償化分 11,300 円は何時間分とは言われてないということか。</p>
事務局	<p>言われていない。</p>

委員	<p>預かり保育の無償化分 11,300 円は何時間分と言われてないのであれば、教育の預かり保育を含めた時間が無償化される考え方を 2 号認定にも適用して、保育短時間の時間外保育料を無料にし、600 円を徴収しないという考え方もできるのではないか。</p> <p>逆に教育の無償化は教育標準時間 4 時間と預かり保育分 4 時間の合計 8 時間が対象と言われているのであれば、保育短時間の 8 時間を超えた分は無償化の対象とはならず、時間外保育料を徴収できると考えられるのではないか。</p>
事務局	<p>資料 9 の F A Q にあるように、国は保育短時間認定を含め延長保育（時間外保育）の利用料は無償化の対象外としている。この F A Q 作成にあたり、教育の預かり保育の無償化との比較が行われたかどうか、行われたとしてどのような検討が行われたのかはわからない。ただ、少なくとも国は、保育認定の延長保育は無償化の対象ではないと言っている以上、保育短時間の 8 時間を超えた時間が無償化となる預かり保育の時間に相当するからといって、保育短時間認定の方の標準時間までの時間外保育料を無料とするという制度設計にはなっていない。</p>
委員	<p>労働 64 時間という同じ状態の新 2 号認定の預かり保育分が 11,300 円無償化されることを考えると、保育短時間認定の時間外保育料は無料にしてもいいのではないか。そう言い出す方もいるのではないか。</p>
事務局	<p>今議論していただいているのは公立園での時間外保育料であり、公立には認定こども園がないため、新 2 号認定と保育短時間が混在することはない。</p>
委員	<p>公立では混在することはないが、公立の方でも考え方としてこの様に疑問を持つ方がいるかもしれないので、その時にどの様に答えるのか。</p>
事務局	<p>無償化の額として、幼稚園の保育料は 25,700 円、保育園の保育料は 37,000 円とされているが、この額はそれぞれの保育料の平均から算出されている。そして幼稚園の教育標準時間の前後に実施される預かり保育の無償化の額は、この両者の差額から 11,300 円と組み立てられている。このことから預かり保育は何時間分で、単価はいくらとするので合計 11,300 円を預かり保育の無償化の額とするというような積み上げにはなっていない。このことから、国は無</p>

	<p>償化にあたって、幼稚園の預かり保育と保育短時間認定の比較は行っていないのではないか。</p> <p>また、FAQにあるように時間外保育料は無償化の対象外として いることから、保育認定の時間外保育料は幼稚園の預かり保育の無 償化とは別に考えていいとされていると解釈している。</p>
会長	<p>市で答えを出せる内容なのか。国に質問してみないとわからない。ただ、国に質問したところで、明確な回答をもらうのは難しい のではないか。</p>
事務局	<p>確かに、国での設計がどうなっているのかにかかわるので、限ら れた時間の中で明確な回答をもらうことは、難しいと思われる。</p>
会長	<p>答えは出てこないということか。</p>
事務局	<p>そうなると思う。そのため、資料9のようなFAQなどによって、 推測するしかないと考えている。</p>
委員	<p>確かに国から答えをもらうのは難しいだろう。ただ保護者に聞か れて困るのもわかるが、ここで結論を出すのも難しいのではない か。</p>
委員	<p>そうかもしれないが、私立園は公立園にならっているので、ある 程度公立園としての答えを出してもらえると有難い。</p>
会長	<p>どうでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の審議としては、保育短時間認定の標準時間までの時間外保 育料の上限額を600円とすることでいいかを議論していただき たい。この件に関しては次回の会議までに関連する資料等があるか 調べて報告したい。</p>
会長	<p>保育短時間認定の標準時間までの時間外保育料の上限額を60 0円とすることで「異議なし」ということでいいか。</p>
委員全員	<p>はい。</p>
会長	<p>議題（1）について、他に何かあるか。</p>



委員	<p>今回の無償化によって保護者の負担が減るということはいいことではあるが、今後のことを考えると、保育士不足などによる人件費の上昇や消費税の増税により、経費が今よりも高くなることがあると思う。時間外保育料について、適正な額を保護者に負担してもらうという点も市にとっては重要だと思うが、その辺りについて何か市に考えはあるか。</p>
事務局	<p>先程、委員から時間外保育料の30分100円の根拠は何かという質問があったが、時間外保育料については、公の施設の利用対価として、その受益者（利用した人）が必要な費用を払う「使用料」としての位置づけに基づき、算出し、設定したものになる。</p> <p>時間外保育を実施する上で必要な経費、例えば人件費や光熱水費など、実際にかかった経費を利用者で負担するという考えに基づくと、今後は、人件費の高騰、消費税増税などの経済情勢の変化により、経費の増加が見込まれる。このため、時間外保育料の見直しが必要になる可能性はある。</p> <p>近い将来、時間外保育に係る経費及び利用者の実態等を把握した上で、利用料の見直しを諮る必要があると考えている。この点についても、委員の皆さまからのご意見をいただき、場合によっては、今回いただく答申書にも盛り込むことも検討いただければと考えている。</p>
会長	<p>それでは、議事の「（２）その他」に進むことにする。事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>今回は答申書について議論いただく。時期については6月下旬から7月上旬に開催したいが、議会の日程が確定してないことから本日候補日をお示しせず申し訳ない。決定次第早めにお知らせする。</p>
会長	<p>以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>それでは、令和元年度第2回保育園等運営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。</p>